

会長の互選について

○香芝市地域公共交通活性化協議会規約

(平成三十一年四月一日施行) 一抄一

(会長)

第6条 会長は、委員の互選とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。